

東彼杵町告示第51号

東彼杵町建設工事入札制度要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和5年5月24日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町建設工事入札制度要綱の一部を改正する告示

東彼杵町建設工事入札制度要綱（昭和57年告示第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>6 指名業者の選定</p> <p>(1) 指名業者の選定は、原則として工事別発注基準によるものとする。 ただし、特に必要があると認めるときは、対応する等級の直近上・下位に属する者を選定することができる。</p> <p>(2) 継続事業において、3年以上継続して施工している業者については、次回は指名しないものとする。</p> <p>(3) 災害復旧工事、緊急を要する工事、特殊の技術、経験が必要とする工事若しくは軽微な工事又はその他特別な場合は、本要綱の定めに拘わらず等級を勘案して適格者を選定することができる。</p> <p>(4) その他の工事については、当該業種の適格者の中から選定する。</p>	<p>6 指名業者の選定</p> <p>(1) 指名業者の選定は、原則として工事別発注基準によるものとする。 ただし、特に必要があると認めるときは、対応する等級の直近上・下位に属する者を選定することができる。</p> <p>(2) 継続事業において、3年以上継続して施工している業者については、次回は指名しないものとする。</p> <p>(3) 災害復旧工事、緊急を要する工事、特殊の技術、経験が必要とする工事若しくは軽微な工事又はその他特別な場合は、本要綱の定めに拘わらず等級を勘案して適格者を選定することができる。</p> <p>(4) その他の工事については、当該業種の適格者の中から選定する。</p>

## (工事別発注基準)

種類	級別	請負工事標準額	指名選定の範囲	備考
土木一式工事	A	4,500万円以上	A級 B級	B級の最高限度額 10,000万円
	B	1,500万円以上 4,500万円未満	B級 A・C級	
	C	300万円以上 1,500万円未満	C級 B・D級	
	D	300万円未満	D級 C級	
建築一式工事	A	6,000万円以上	A級 B級	B級の最高限度額 18,000万円
	B	2,500万円以上 6,000万円未満	B級 A・C級	
	C	600万円以上 2,500万円未満	C級 B・D級	
	D	600万円未満	D級 C級	
舗装工事	A	額制限なし	A級	
	B	300万円未満	B級	
電気工事 管工事	A	1,500万円以上	A級 B級	
	B	600万円以上 1,500万円未満	B級 A・C級	
	C	600万円未満	C級 B級	

## (工事別発注基準)

種類	級別	請負工事標準額	指名選定の範囲	備考
土木一式工事	A	3,500万円以上	A級 B級	B級の最高限度額 7,500万円
	B	1,000万円以上 3,500万円未満	B級 A・C級	
	C	250万円以上 1,000万円未満	C級 B・D級	
	D	250万円未満	D級 C級	
建築一式工事	A	5,000万円以上	A級 B級	B級の最高限度額 13,500万円
	B	2,000万円以上 5,000万円未満	B級 A・C級	
	C	500万円以上 2,000万円未満	C級 B・D級	
	D	500万円未満	D級 C級	
舗装工事	A	額制限なし	A級	
	B	250万円未満	B級	
電気工事 管工事	A	1,500万円以上	A級 B級	
	B	500万円以上 1,500万円未満	B級 A・C級	
	C	500万円未満	C級 B級	

(削除)

7 格付区分及び工事別発注基準の適用日

本要綱において審査された格付区分及び工事別発注基準は、改正後の  
4月1日以降の入札から適用する。

附 則

この告示は、令和5年7月1日以降に入札公告または入札執行通知を行うものから施行する。